

令和7年度 第2回大和市下水道運営審議会会議録（抜粋）

【開催日時】 令和7年11月12日（水） 午前9時55分～午前11時00分

【開催場所】 市役所 会議室棟 201 会議室

【出席状況】 委員9名（欠席2名）：

堀合研二郎会長、扇原博委員、関水秀樹委員、
古川久美子委員、西岡久子委員、大谷勝也委員、
長谷川幸江委員、峯隆真委員、鈴木恭子委員

市側6名：

環境共生部長、下水道経営課長、下水道・河川施設課長、
水質管理センター所長、ほか担当職員2名

【公開・非公開の状況】 ■公開 □非公開 □一部非公開

【傍聴人】 0名

【審議又は検討の経過及び結果】

●会議次第：1 開会

2 議題

(1) 下水道事業の経営について

⇒「(1) 下水道事業の経営について」により、説明を行った。

(2) 下水道使用料について

⇒「(2) 下水道使用料について」により、説明を行った。

(3) 下水道使用料の改定について

⇒「(3) 下水道使用料の改定について」により、説明を行った。

3 その他

●主な質疑内容の要約：

2 議題

(1) 下水道事業の経営について

(委員)

① 質疑：経費回収率が100%以上にならないのはなぜか。

(事務局)

① 答弁：下水道使用料が汚水処理費より少ない状況であり、受益者から徴収する使用料が足りていないためです。

(委員)

② 質疑：下水道使用料はどのように請求しているのか。

(事務局)

② 答弁：水道の使用水量に応じて、2か月に1度請求しています。請求年度から1年度後の使用料の収納率は99.9%程度となっています。

(委員)

- ③ 質疑：合流管の場合の一般会計負担金はどうなっているのか。

(事務局)

- ③ 答弁：合流管の経費を雨水と汚水に分割し、雨水分は、一般会計が負担しています。

(2) 下水道使用料について

(委員)

- ① 質疑：下水道使用料の単価に特定汚水の単価設定はないのか。

(事務局)

- ① 答弁：大和市の下水道使用料体系は一般汚水、浴場汚水、水泳場汚水の3つの単価を設定していますが、特定汚水というのは特定事業所などが排出する汚水のことを言っていると思います。
特定事業所などが排水する汚水は、下水道法等で定めた水質基準を下回るように事業所内で処理をするなどしており、一般汚水と同様に基準を下回るため、特定汚水での単価設定は現在本市ではございません。
なお、累進性の単価を設定することで、事業所に対する区別をつけています。

(委員)

- ② 質疑：市内の特定事業所の数は。

(事務局)

- ② 答弁：119 事業所あります。

(委員)

- ③ 質疑：累進性による事業所への対応だけではなく、次回の改定では、特定汚水の単価を検討する必要があるのではないか。

- ③ 答弁：まずは、神奈川県内の19市について特定汚水の単価を設定しているところがあるのかを確認し、次回の改定時に報告します。

(3) 下水道使用料の改定について

(委員)

- ① 質疑：下水道使用料は、経費回収率が 100%を 1%でも下回ると改定を行う必要があるのか。

(事務局)

- ① 答弁：汚水に係る経費は、全て下水道使用料で賄うこととなっています。よって、定期的に経費回収率が 100%以上になるように料金改定を行う必要があります。

料金改定を見送ることにより、次の改定時に大幅な料金改定が必要となり、負担が増すこともあるため、少しでも下回る場合は料金改定を行う必要があると考えています。

(委員)

- ② 質疑：令和 10 年度以降の下水道使用料改定は、市民に周知しているのか。

(事務局)

- ② 答弁：大和市下水道経営計画に、令和 10 年度、13 年度、16 年度に下水道使用料改定が必要であることを掲載しています。

本計画は、策定にあたりパブリックコメントを実施し、現在はホームページに掲載してどなたでも確認できるようにしています。

(委員)

- ③ 質疑：下水道経営計画のパブリックコメントでは意見があったのか。

(事務局)

- ③ 答弁：意見はありませんでした。

(委員)

- ④ 意見：チラシにも下水道経営計画上では、令和 10 年度、13 年度、16 年度に使用料の改定が予定されていることを記載し、事前に市民へ情報提供することで、改定する時の市民へのインパクトも和らぐと思う。

市民は、ホームページ上の下水道経営計画に使用料改定の予定が書いてあっても、見つけにくいと思うので、新たに使用料改定のページを作って、そこに使用料の見直しの予定を掲載したほうが良い。

(事務局)

- ④ 回答：検討します。

(委員)

- ⑤ 質疑：使用料改定についてだけでなく、下水道経営計画についても下水道運営審議会に諮問すべきではないか。

(事務局)

- ⑤ 答弁：次回の計画改定時は検討します。

(委員)

- ⑥ 意見：下水道経営計画を見たところ、汚水処理費と下水道使用料に大きなかい離が生じており、使用料を改定せざるを得ない状況である。一方、使用者はできるだけ負担を抑えたいと思っている。改定は不可避としても、早めの情報提供をお願いしたい。
また、前回改定時のチラシは、文字が多く読むのに時間を要したので、次回は改善してほしい。

(委員)

- ⑦ 意見：神奈川県水道は、一定程度の見通しをたてて段階的な値上げを実施しており、次回の使用料改定では、同様の考え方も必要だと思う。